



令和5年 1月30日(月)
(2023年)

No. 15824 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆特許権消尽の適用範囲……………(1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版)……………(10)

特許権消尽の適用範囲

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 特許権消尽と最高裁判決

(1) 特許権の消尽とは

特許権の消尽とは、一般に、特許権者又は実施権者が当該特許発明に係る製品を譲渡した場合、以降、当該特許権の効力は、当該特許製品を使用、譲渡等する行為には及ばないことを意味する。しかし、特許法には特許権の消尽に関する規定はない。

他の知的財産法の中には、以下のとおり、消尽に関する規定があるものがある。

半導体集積回路の回路配置に関する法律

12条3項 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ。)を譲渡したときは、回路配置利用権の効力は、その譲渡がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、

YAMAKAWA

山川国際特許事務所

所長・弁理士 山川 茂樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961(代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@yamakawa-ipo.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>